



沢辺税理士事務所通信

令和 7 年 7 月 1 日号
NO. 137

※※※ ややこしすぎる！所得税の基礎控除の改正 ※※※

所得税の基礎控除が令和 7 年より改正されます。が、施行は令和 7 年 12 月 1 日となっており、「今年はとりあえず今までどおり計算して、年末調整や確定申告で全部つじつま合わせてね」という摩訶不思議なことになりました。その改正の内容ですが、当初は一律 48 万円→58 万円になるという話でしたが、最終的にはこのようになりました（国税庁資料より抜粋）。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

同時に給与所得控除の最低額も 55 万円から 65 万円に改正されましたので、**収入が給与だけの場合は基礎控除 95 万円 + 給与所得控除 65 万円 = 年収 160 万円までは所得税がかからない**ということになります。なお住民税の基礎控除は改正されませんので、住民税はかかります。

また税金上の扶養に入れる所得の要件も、基礎控除に合わせて合計所得金額 48 万円→58 万円と改正されています。ところがこれは最大 95 万円までの上乗せはないので、**給与収入のみの場合、基礎控除 58 万円 + 給与所得控除 65 万円 = 年収 123 万円までが税金上の扶養に入れる要件**となります。年収 123 万円～160 万円の場合、本人に所得税はかからないけど税金の扶養にも入れない、という状態になります。気を付けてください。

なお 103 万円の壁は 123 万円まで後退しましたが、社会保険上の扶養の壁である 106 万円や 130 万円は何ら変わりませんので、引き続きこれらの壁は意識していく必要があります。

毎月の給与から天引きする源泉徴収税額を変更するのは令和 8 年 1 月からになります。基礎控除等の変更に伴い金額が変更されますが、特定扶養親族（19～22 歳までの扶養親族）の所得控除の改正もあったため、大学生の子をもつ方の扶養人数のカウント基準も変更（年間給与収入 165 万円まではカウント可）されています。ご注意ください。